石隱文庫

桐壺

此巻の名をもつて此巻を桐壺と云ハ桐壺より始て紫式部源氏の君の母更衣の出屋也　奥入云一名を
壺前栽也もはら人のつかせんさいのちりとある詞よりそ也
此巻の中に源氏の君誕生より十二歳のゆきくれてより此巻のまれ
詞よりはじめなりはじめてのちとあり其詞より十三四歳の事こ
りて次の帚木の巻ハ十七歳とあるより此巻よハ桐壺の更衣
を帝の寵愛深くあつまりを書て此事にあまてるるあいだ理
とゝもこゝろみせるかとゝ云帝ハ延喜聖代より此しるしるしるしるしる好
文のあるよ人のそこ〳〵に成も保〳〵世治を道理ともうしるせ治ひて
文のたれりてるやゝ草なるもの事とゝるて上一人より下万民に
あるまゝにたのめて平生成ぬしむへしとのいまゝめ成おん
ことゝ人〳〵

いづれの御時より　師是光君
の母桐壺更衣の時めきの人事
とする書出より　此発端の
詞ハ伊勢の家集よりつまのれ
時よりそ名はかりをもを雨を
はるは唐より大和より親あるを人
をもひそりとあるにを
此今の家集ハ多の
帝の時七条の后よりせの
御のやづ人せすを出
めをて絶くあるを絶
ハ桐壺の帝をまに
く延喜より〳〵とハ人
ど実ハ他始語れ其時代
とをつまとヤ名きにあるを
るよりう稿より書おるを
ゝ人伊勢の家集の詞
と用ハ　ゝをとへう奇妙
なるへし　筆云伊勢集
ハその身のいやしにとゝ
紫式ハ時代とゝ云詞
因しくて其心者別也是作
者の秘骨也たゝハ風の詩
よ漢王の事とをて唐を

いづれの御時よりと女御更衣あまたさぶらひ給
ける中に　花ハ公卿上臈の品をハ妻妾事とも
桐壺更衣と
いとやんごとなきはあらぬ
桐壺更衣より劣
桐壺更衣と同位
弘徽殿の女御
妬さ
いづれの御ときにか女御更衣あまたさぶらひ給ける中に
いとやんごとなきはあらぬ
桐壺更衣と
とて
桐壺更衣と同位
弘徽殿の女御
妬さ
はじめより
下臈の更衣
妬の心
里住
更衣細長例
唐人の根
河
廷
の字後漢書ニアリ
宮門の内
孟
はじめより
ちよあるを
人のらくるを
あさゆのゝやづ人
よつあくを人のらくるを
ちよあるを
人のらくるを
ちよあるを
人のらくるを
ちよあるを

そ〜河〜こと〜 河 延喜の比河といえんとて始めさ〜〜〜〜河原院を伺〜〜の院と云〜〜
と心山のあげ〜ちあげ〜云よ国〜〜〜〜 日本紀 尾緒と書き
女御 花 后よ況あり女房也 用礼天宮 女御 掌侍 御妻也 御 猶進也 侍也 暁花 女御 八位以上三位三位 日本紀 日本紀
註 女御 則八十二 御妻也 御 猶進也 侍也 暁花 女御 八位以上三位三位 日本紀 日本紀
雄略天皇七年 稚媛 吉備上道女為女御 是始也 日本紀 称名院の比 女御の数日本紀 日本紀
八文徳天皇 〜〜〜〜

細已下文衣の俗姓とりふへ

[illegible] 細 孤独の男なれども方くにとそ[illegible]ぬやうに母君のあつうひ[illegible]

[illegible]

[illegible]

坊めと　孟東宮坊職員令

坊とハ天子よりなりまうけ
こ宮のおりまうけ

人をりさせたりまうけて
弘徽殿女御ハ條の御息所
りうきにへ向あらて朱雀
院一品宮前斎宮るとの所母
るれハ帝の御心ひやうるう
りなり

此所うこの御いさめ
弘徽殿ものの文衣一の嫉
妬と帝もむつ〻くこと
とく他の女御ものれ御
いさめハものこと
とをこめてうつ〻
ふうう地のひ　文衣源氏
なとをとりうりめを
ふあうなり

うこれはうぞ　帝のこと
けるきにふ人のうぐひす
とをのこのぐ〻ひ　可畏
日本紀　恐惶　日威　左傳
をうめ　花天井をうんとうるこ
うすをりめ　河原悪則洗

やてうこをうけなどあるぞらに出まう
こしりてなせうひ〻狂よとのづう
文衣の位ものうこうえ
ううこうこうをみしとこのみこ
そのうちハいとこうよりりとうてこれ
ハ坊みをうう
りうと一乃みこの女ハ
りうこうよりまてやむこうこれやむ
なべてうこうみこうなどをおつませばば
けうこのハいうあとうこそ
ふうこううハ
ゲをいうみこうこうおとうめいず
とをうめうふうを地ゆくわゲ多いうよはく

嫉妬　家語　吹毛ヲ求ル其瑕疵ヲ　漢書　などさおにま
ものうるもあるなどあるとの
ささをすをいふがうりなき
ものなりの心ハ　細成物
給ふくと云詞いつくもなく
凡奇の公文字おを水くと
とくいたまくとおを云ものを
ふうさりのくおを
なやうよハあるまでなをれ
ゆかくなるなを
ハ　師おくハうりてと云
詞ハ通しうるをも
ゆうりて物ひあるこの心
うをゆうハ相つかうり
嫉　相蓋ハ清涼殿のうとう
なりうをうる殿くへうう
ア　細相蓋ハ清殿うりハと
のりの御どををさミ花をに
ふくうり　花ニ弘徽殿　簾
景殿　宣耀殿ゆどとをを
てゆくるをでうれあを
このれうくとをうをせう
とハうり。

のうるうあうさあるうてなりうくなりうあ
地りいをでをまるを御つがいさりうなり。
物を稀蓋ハ清
あるうこの御うこ
ハまへまうよ人のハこうりとうりうあげ
よとうりとみうりうまうのりりあるあ
まりうりをうる地りくいりりうりうわうこ殿
こくうこのうりうあやをうさわざをうりく
ハをうりうう人のハうさあのをうこ人うこと
うすうさりうこうこもあうり又わう時ハ又さう
ぬめだうのうとうこうあうこうとう
あくをてうりうめ見うりうせうりとれ
ハうりうりうめあれてうどをうくうこ

清涼舎　五舎の一つ
文衣のおりもを居し
文衣の帝をををを
花ちり文衣の帝
文衣の病をををを

ひまなる所にまゐらせ給へる　文衣の局へ帝乃おもしてはかくの事をとりそへて
うちつ　細　うり野殿よ　夜とりてうちつ　内潛
やうの　孟廊也　花村上天皇の時宣耀殿の女御　芳子小一条ノ左大臣師尹女　薄衣よりふくしの世をひて中
宮御母九条右大臣　弘徽殿の上の御局よりかつ　きりぐつよ不快のやうもありうう世
結よりの例をいふ
あやしうさわぎをつ　あぐつて　れのをまゐらせて　文衣とをりびとの女房のさぬをと
とりぐ　るたく　ぬのすく
撫涼殿　花沙殿の西よりあ
まる殿うれハ者の出所る
うさせ後宮　ぐんとしへ　般若ぐ
ぬを正安のくくまへ
ぐくしれくうら
うつぐよ　義　きくのれ
ふ所よりうめの休息
ぐくの局よりつく文衣中
宮のうくのわせのれハ
清涼殿の出所のうくの
一間と上の局よりふをれう
る　文衣弘徽殿薄衣のみ
よい上局と話るまの例
衣文衣ようつよりうる
例　弘徽殿薄衣のよ

ハ上局ぎく
そのうくこまりて　義　文衣出所をゆへ金の文衣さうをくうをとなめるつつもあるよ文衣
くみめくうまく
ひめくこれよりのふとれうる所ぎ　細　三家ぎ　ぎ　ぎ　河　皇子三家ぎて
後着の例　冷泉院　東宮時　円融院　親王時　花山院　東宮時　一条院　親王ノ時
二のやのくてまくくに　弘徽殿殿の一宮也　後よ朱雀院と中一の文衣其外法者くぎ例ありくうる
りう清涼殿をゆへくのくく
ぐつうこ　ぎあどめ　内蔵寮　金銀珠玉寶器錦綾御服別勅の用物等のみとぼうこうる
職員令ニあり　納殿　撫涼殿よりあり諸國ノ進物などいさまりの不ぐりかはてもれさめ
あさまりきまく
かつくありひ入てとく
しくうろ

それよつのてる世のそ一つのこれかれどこれ
源氏　抄　万二助及ぐ出れとるびぐうく
みのをよりけりてかつてるれくうちんぐあり
ぐくめづくぐ後ぎくうとえそねこあくまい
ぎくうめづくぐ後ぎくうとえそねこあくまい
盛者必衰のあらうを西とえ
せくうかう
やう家　細　所ぎ
ぎりてのうち行息所と号
きうくうよひ物結よいろ
くあうしえくうう
ぎくあんくうの人　表性よ
四ぎよ退出ぎ人とまうく

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]ふ[illegible]り文衣重病なれハ輦車にのりて退おわしまさんと作せらる宣旨なり河仁明天皇女
御藤沢子依病退出之時被聽輦車卒此之後被贈三位てらるハ石清水のまうこいうりのわ
分中の重を出入のまあく中重の輦車にもつかく細花色の表なりあり下殿花色後涼殿
ハ中の重の門内乃殿之此者の何よりらんとうひ文衣の曹司とかいら
つ[illegible]せうて上臈よりはつてをしてくらうり延喜式に夫人及内親王ハ後涼殿の間どうさうしつり
此わうらうのくまあひるつり延喜式曰ん采輦車出内裏着妃限曹子夫人及内親王限温明
殿後涼殿後

[illegible]ふ[illegible]ぬ[illegible]ぬ[illegible]ぬ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible] 河心操

平 日本記 呼 帝のことなる人り 仰 文衣の心乃よ
くこそうりーるなり
さ飯わーこれもそるゆえ
細れ羅を[illegible]
て人のみくみとうもあ
おこれハ帝の御よいつこと
の位ゆゆ存生の間ハ山霧色
のをくれ陽門の政をを
を思おそーまーうをう
つーかよーをみくーれと
を西面をねこまひーとえ
ましと帝の間の御人と長
をびあーー 女人望 日本紀
人の女房 おこ是ハ典侍以下
人女ーりをろ人こ人ーの
長ーこ女ーりろ人の女房をと
のんとーるーー
なーてをとい 奥入 ハ時
ありのをくひよみてうき
をくてそ人を[illegible]
おこ れ帝を畢竟して[illegible]
ーこの他女の評ーこう油[illegible]

ろりまふいざ海 文衣のうへ こちなどのめでこうし
こしんだをとれるぐーーうよめやもくくみ
ぐうこうこーるすなどゆ字眼でぬがーいづこ海
あーこれりてなーゆへこそもぎみうそね
えのーぐんーれめくれよなこけありし
ぬ四どうへのを房をども 文衣のうへ 山門は仕ひ わ ぐ ぐ へ 恵 えのひあーなし
くてでとはこうありよやとみしこりいう
なく見ぬをぐて 腹のわざなどあもこ海 七日くの法華なーーー
うよこあーーつせまみ海とみーこうこ海 山門のゆへ ちん
こるこうこれーうぬぐこうよいこーぐくの
れとの井なぐーもあして志まつぐすやもぐみ 出こいれ 色へ
ぐよひちてあーーこうこせのへいこてて 清 おそ ひ ち へ

まつ人こ人 寿をこ 秋なり かこ あーて
まで人のむ 腹のくれ わーまーりこ人のれれ
がえれとぐで 弘徽殿 なーーみは 御 れゆーー
なーこのをこ 一のこ ちこのれ とこてまーーせ
をみもわ 源氏へ こやのれ 恵 ーこのこ海ー
いぐーこ こくーー 光衣の里へ 光衣の里へ 光衣の里へ 女房れめれとなーとつへ
ーーあーこ りこ海とこうこーめて 腹のくれ ぐこ
てあはこよりこ 梅 寒 ゆ ぐ れ ゆ ぐ ひ ね ら
こ海ぐーいづこ海りてゆ ぐひの命海と
をけりこ海 命海と 命海と 命海と

[illegible]ゆけいの命婦　花　鞠員と出てゆけいとりり何命婦
つきなりてゆけいとりり鞠は夫と入る事といふ所なれハ菊を芳しく
婦と号せり殿上人以下の女房なり細ゆけいの命婦ハ命婦と号せり拾遺の細書みものの
命婦ハ殿ハ殿ハ殿

[illegible]の人もいとねたがりてのこころ 細 母君の為てはうやうの山吊ひよわ[illegible]
げよえさふまし匹敵 [illegible]仙嶺 [illegible]よいのうちも堪へ[illegible]
[illegible]ていとこころしろる何とうけこうふ[illegible]
まうてはいとぐんこうこう 作伝 母君の悲傷をいひやるれてそ[illegible]
しにこれへまうこえてはいとこたりこ内[illegible]
内侍のまけの 細 [illegible]きこ典侍とれ役よはうこうるあるこ
[illegible]ぬ[illegible] 五 令姫の秋くら別しさ[illegible]こと[illegible] 令姫の早下れ匂
やくこうこうひて 發行 自氏文集十三 作 澍河良久[illegible]
[illegible]をこうこうこうこ
令姫の秋の祈[illegible]
さ[illegible]よ[illegible]こ[illegible]こ
勅云と令姫の作[illegible]
帝の[illegible]
さむ[illegible]こ[illegible]れく
[illegible]
[illegible]
[illegible]

文徳帝の　細　宮中の心ざし
よろこぶ　花　春の心ざし
をふかみとりふかく萩うり
といふ文の詞ゆゑ
いのちながさの　河　百官の座
何　荘子曰寿則多辱
松の根ゆゑ　細　文衣母の
まつ　ゆゑ　文衣母の
ゆゑ　文衣の母の
細　文衣母の
細　文衣母の
細　文衣母の
細　文衣母の

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

しのつぼよりはしめてれいしうへさをとうゆはしめて参げさせたりよりてあるう
のもよ雲の上人さんうこれんを表也　愁傷の比るれて風流のさうり物を令姫よりもべきよりあるねてとく
おりしこれをくるまの　河むりしハ女御更衣ハ細さうしげーケーの者ア女髪をわぐるゆ年寄く仍髪あ
ぢうりあげのぞうどめく物　河むりしハ女御更衣ハ細さうしげーケーの者ア女髪をわぐるゆ年寄く仍髪あ
げの調度どもを廣盃より入るる　銭釵　ちりしてて髪をいでうへあぐるこ
ハえれの付んうえあぐるこてんざーるどうてて髪をいでうへあぐるこ
るるるもハさくゆも　妙更衣のるのーこ　論内わくりよりとをざりうるもみ二つの
りのゆりひとまわ内ろうりかどハ廊も妙ろれハ更衣のくすれ出るもろひまるれ
んとうゆ　妙寂寞　和名さびしさうりの衣の古里をさひしくうつ
ぢうぐるく　仍　和名さびしさうりの衣の古里をさひしくうつ
くまうりまうんるを　仍　和名さびしさうりの衣の古里をさひしくうつ
一伝妙先君をとく内へまうりせるをへとく
みこーてまうーで　仍　和名
更衣母のそひて参内もん
ゆるるうんみる更ハうり
参内わばりーりーんん
と母更のるひるゆを参る
の他よりう
まぐ妙るものこうーせ
細　五上いまこ出寝るうるを
令姫ーー令姫の御りまうる
るまうるゆへ妙まんよ
まうおるーまるんとろ
るるうーー

みぐりぶらよなん

文衣母

あくまでも風のせきもるべくれしもんこ
源氏の君の母文衣まれ
られきつるまをとこ作り
ぐりぶんこ
細 氏ぶりのぐりぶりぶりぶりぶ
ぶもぐりぐりぶりぶ
曉月

みぐりぶらよなん

細 文衣のぐりぶりぶ
花 源氏の君の母文衣まれ
られきつるまをとこ作り
ぐりぶんこ
細 氏ぶりのぐりぶりぶりぶ
ぶもぐりぐりぶりぶ
曉月

つくづくしも みぐりぶ
よりさは悲傷のけりまた
ハえしじとたひ法ゆさせの
へぐもとく
時のまもなぐりのまりもし状
暫時あひぐるとしぐん
ぶぐつるまりーにるに
月日へてもあれハあるあ
まものんく 物古分をとと
とよ流ぬぬあれバくてを

みぐりぶらよなん

文衣母

あくまでも風のせきもるべくれしもんこ
源氏の君の母文衣まれ
られきつるまをとこ作り
ぐりぶんこ
細 氏ぶりのぐりぶりぶりぶ
ぶもぐりぐりぶりぶ
曉月

みぐりぶらよなん

じゆうすべしいとうしもみぐりぶ
がりとびれどさうよえ思びわへさせ法
いぐ。ぶ。ん 物伯文衣の母
きあひめぐりぶりよ場ぶーつぐるまるく
物のまもぐりぐるるるーとくても月日

へかろ世ようそあるもれと
ゆふ奇のぐく細月
故大納言のゆいこん 細 大納
言の志と母君のゆえーに
もりて作ーるるこ作さ
さに大納言の遺云を母の
るりしまに令姫帝
へりわけーるりーとゆえそ
るやつくのぐいるく
文衣と宮仕よしの中を
るくくるーるるるいと
くてもとものつーる
細 母君とるるさめ法仏
何なりる
るるべきはあでも 弘宮
と春宮ものもとゆりめ
もれんなるくー
令すぐくとそ 物母君
のいのるるぐさのいとは
らふなぐゆりまるを令
姫のドとくんをさるー
ゆくくの法何く
るるくんのもるるる称ゆる
るりくん そと長恨寺の

物文衣の母

加大納云のゆいごゆわやまるび文づくの
ぶいるくくるるるるるびいるるるるびわ
ぶもとゆるるるよとるるるるつれびるひ
るるるやとるくくるるるるるるるるるる
るるるるるるるるるるるるるるるるる
令すぐくとそ 物文衣の母の令姫のるりわく
るるるるるるるるるるるるるるるるる
人のるるるるるるるるるるるるるるる
のるんぐーるるるるるるるるるるるる
いるるるるるるるるるるるるるるるる

んなり花名云 臨邛の道士幻術をもて蓬莱山よりうり楊貴妃よあひて玄宗のかさ
しをつえ一附揚貴妃をうつしの物と侵ふよりさげ者一附金叡ゑ者一鈿合ゑ者二の
物とをあくうれてまひ中長恨哥よのせ給ふ
玄宗よ人をしてこく更衣しのうつこをすくばせめて中公もなぐさまんとしく
いくうひあ一 そハ毋しのとうわかめて楊貴妃の直よまつしせしくくく文衣をを
こせよあるねハたり 抄方士
ゆくさく幻術士の名く師幻
術の道士をゐる文衣のう
人の俗みて文衣の魂
の玉帚をもうんく
太液の芙蓉未央の柳
奥入長恨哥云太液芙
蓉未央柳 芙蓉荷柳
如眉 これ貴妃のかをを
蓮よくくまゆを柳よ
ようくを太液ハ池の名
芙蓉ハはちすもく未央ハ
宮殿の名
けようひいうしうをを
伝ふらんもう絵の楊貴妃の
芙蓉柳みも文よ似ら
ようう歌とあるを紫

の唐めいうハ花よううをハ義羅ようにしてあうくあ然た吾朝の風俗ようねを
をしてうつをもくをもとをやうう何くを文衣のくうハ世楊貴妃のあうさ後みもまさ
ようというんとて
なりうくらくみをし 細貴妃ハくくもうくく世文衣ハくくんはもかれくくもよ

花名のをみもねみを 撰撰 花名ものをもねをもいをくくよねうう多ハをくばうくく
くねとをくべえをうハくん 河奥入長恨哥在天願作比翼鳥在地願為連理枝抄咸秘
抄云南方有比翼鳥雄不比不飛孫子瑞應圖云王者德化給八方合為一家則草木連理
異記之 女御芳子 天暦御集よいくくその世をくくその世のくくもくくハ紙をくくく

いとをしうしたてまつりたまふ
河家押立女日本紀女学
廉くわうぐうやうよりうど
わろ侍くおぼえたまひて
らう所ふの後涼殿ふうり
て或廃朝ふケ日三ケ日
なりぬ廃朝と八天子ばうり
ぞうしゅ故ようのそくあへ
ぬ廃朝の所八吉義殿
鞠をやめ禁中よ物の音
なし。殿別文衣ぞうの
薨をうけよ八廃朝ぞよ
ひ物よ数日物
の音なりとぞとめうるべき
よ八あるべそれと義ぞそ
ようがなくしきこそれも
帝の風の音出のねもれ
ぬひのまうべきなりの所
絶傷をうたぞなりよりべ
きうり。頗受身のうえ所
宜よりうしさうあをいま
しめてうなり侍へ
月もいりぬ　細氏詞殿猫へ前
ふ夕月と夜ふうの元と事

しめす。はしのれ帝の所欲さをうなりうえ
殿上人へ
ぬ房なりぬ
弘徽殿の御
とうしうとうなり
さみく文衣の所欲を伝ものうをすく
てあり
雲の
弘徽殿の御
雅意ようもうん死
ふうぞうくふうきこ所りの
消
けりてと
月もいりぬ
帝の所欲を

大床子の上にあり机を二つ[illegible]膳をもうけなり 孟 御膳をおもの[illegible]
[illegible]つねの御膳なり大床子をもうけて[illegible]日の御膳に号
也 細 別れいは女房の陪膳大床子は殿上人の陪膳いづれも[illegible]
[illegible]
いまつ[illegible]世のあの
文衣[illegible]の世よは[illegible]
[illegible]今[illegible]
法よは[illegible]
[illegible]
[illegible]
孟 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[

[illegible]

[illegible]

[illegible]

くしめハ河ニ應神天皇九
八年ニ高麗王遣使朝貢
このくしのいきしめ
奥入寛平遺誡ニ外蕃之人
必可召見者在簾中見之
不可直對耳　花寛平
の御誡なる必可召見者こう
きなる必のなのかいめれ
でしくるまきしき河のうえ
そしめくくらっるせてハめき
ひのまくきくうくいきくく後
鴻臚館　日本の玄番寮番
也職員令云玄番寮番
客辞見讌饗送迎及在京
夷狄監蕃館舎事謂鴻臚
官也師高麗人の来朝をうを
とうくあくく七条朱雀まあり
くくや　細ニハ今の四塚といふ本
のきことあり漢書鴻臚註
鴻ハ造也臚ハ傳也傳声ヲ
贊道也云ニ　花ニ鴻胪館
どくくくくくくくくくくくくく異國
人来朝の時通事とくくは
くきくくくくくくくくくくくく

人の相とくくくくくくくくくくく
みんあくくくくくくくくくくく
めくくくくくくくくくくくくく
くくくくくくくくくくくくくく
くくくくくくくくくくくくくく
く

[illegible]

[illegible]

[illegible]

なりまさるまやまくおとなりしわらせてはきとの
の法服まそしもせゆりくうくうひるうこまくけの
なりうといいそりはあるうるもせとりうこんをれ
しもうきいを為の仏也 乗細日義
こんん 允仁 日本紀 直仁 志賀保親物語
つゆくみちくのごえ 物語よみくしめのまわ
乗天下をとるもくべきこんい博学ようそいかりう無学行脚如無夜行 人不学不知道
ともいりう細日
こんゆはいとあうしあれと 義之 上八世唐書博学の義ようもうも明経こうへき武文
なりう服をはくへ
すいうのうこうこ 孟宿曜
宿曜八星のすし 孟宿曜
呼 昔八一の道なり 北八宿九
曜の行度をとりて人の運
命と勘うや 義
源氏よりしそまう
源の姓八嵯峨天皇の法河
よりしまわりう文延喜乃
皇子高明公え服いある
源氏の姓をうふ元 光孝
例なり河海よりう
りくふむやと 文衣の云れ
こうも解じやとて 義人
いと法 光孝

はいとあうこうこ 惜 ふうこんと也
物 天子の位ををうんと人の思へきこと
世のうこうひ孫ひうあうべくものこまへすくえう
けうこうみちの人ようんべへをあみもぶれど
こ海よりちばば源氏よりこそまつるばく
はいの方へ
ばりうこそ 年月よりへくこうやとあの
れこれ
りわうこりうみりけうむとと
こうべうこまつこせまへどけこそこひよ

光帝 紐 系図よりとあり
河海よ八光孝天皇よりとあ
しそ皇女為子内親王八
延喜の女御兼香殿なり
あれと商流不用と 佐伯
なり

三代のうやけ久よ
細河海 光孝宇多醍醐
とあり 後ごもうて三代
こうくうも只久くくと
いくんさあれ 乗日

うのうこうこ
乃文のけうこ
けうこ海そけ 四の文の山 母光帝の后
まふとうよ
河河のんみう
うきれいい
てまうりいま
めうやとの
のうやづん
つけぬよ
文衣の加
地ひいこ

ぶたうこにいとうこうこせうれとうこ海
菅原
乃文のけうこ
けうこ海そけ 四の文の山 母光帝の后
まふとうよ
河河のんみう
うきれいい
てまうりいま
めうやとの
のうやづん
つけぬよ
文衣の加
地ひいこ

光帝の四
せんぐう
母后文
四宮のまく
典侍奉をう相
文衣
ミよ
三代

五舎のひとつなり
河内国懸郡多木但北上古
此木一枝 建暦四記
あるはれなるこころ　あるはさき
いの文のひめもやうにて
うつくしかりしかひつてせ
ぎたるところ
これは人のおもさはまさりて
細布蚕更衣八族姓さもな
きようにて人をねたむる
見八族姓人々人のそね
みをへさ方なるもさえ
うけとりて　西諸系譜
そうなるもなれとそ
なれはとそなる
うるはし　奥入
盃越
盃の外とえ河内
ぎりて志ぎりてこそ
常よりもくもりれば
くもりあり人の世
の衣をも侍るよう
ものよりもぎりて

まこと少やうと　蔵前よ
いとこうう　相文衣よりは
えてとあるとは門のおん
よりとこうよりとこうかう
とはんとあり　四の文の母后の
とはんとあり　四の文の母后の
とはんとあり　四の文の母后の

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

ひろ[illegible]　河亭ま院才四の皇ま敦慶親王号玉光寛好色音奴之義人也又光孝天皇[illegible]ま
式アマ是忠親王[illegible]めハ源氏ま[illegible]光源中納[illegible]と云又仁明天皇[illegible]ま西三条の右大臣[illegible]
[illegible]又日野の系図[illegible]云物ま左大臣[illegible]明天[illegible]と[illegible]源氏と[illegible]
[illegible]日のこや　花一条
院の内対上東門院の内入内
[illegible]
[illegible]
[illegible]

以後式延喜七年二月十六日當代源氏二人元服の次第をとりあつめ奥に書あり
さうのとき　祿名院殿御元服の次に盛明親王天慶三年三月十五日申時綺殿の東廂に
て出家し給ひて元服をとゝのふ此時別殿の事をも紙つゝみてこゝに一こゝもとゝ
みづゝゆひまつる　河髮卿　祿名院殿御元服云々
以前は童形にて鬢ゆひまつる　花　弦流あり
大臣殿ゝ人つゝまつる
あれは理髮の人をつゝまつる　花　殿上人は義人以の大義ゝのゝ人は義人以の大義ゝ師義
人以ゝて大義ゝねゝ人ゝ則理髮もゝ人也
ゝゝゝ

左大臣うち伺ふ公参上をまつせたうしと帝みもうしたまへれば
そひめ　河槐陳記　延長十二年十月廿二月保明親王元服夜故左大臣時平女参俗謂
副卿子　李部王記　三条殿上人　殿上人
殿上人まうでぬ　孫名院殿出院元殿上人
のは倚さよ付めふて内盃酒なりしと西宮記よりこと盃酒あり
はみさまうしとあれハ殿上人て内盃酒ハあり
はは付内殿へかれて殿内盃酒ハ
みこうちの出座のまよ源氏一さうう
の次よ座座のう西宮抄
よあり
地下人　地下人
細今ひきられの大臣奉
とうまうべきさて吾亭へ
言上とうまうべきさて葵上の
又地下人　私或説ニ元服ハ
のちハ殿下の列ハれハ
上よ座座のうさハあり
さうとうまうべきのまうきとと
ふしあり西宮抄のまむ
ハ依作歌の座の次
ハ殿下歌の座の次
地下人　地下人
殿下ハ殿下
殿下ハ殿下
殿下ハ殿下

らこれとうあり細 紫は蘇芳なり 今は元服の人の冠の人なれはこれをゆひ
ごとかりあり 今日加冠の人なれはこれをゆひ
こきひしてこれはりとゆひのいろうれは源氏の
なりてうりかりて 元服 内殿うり南殿へうつ
ゆりてあらしはの入のあるじ公階うりトつて 陪膳の辰巳のうしろ
ーはくへ
たのつくりの出る 元 左馬寮の出るなり 御出 元服の人の
義人布のうしろ
びーお羽袋奥うり 参 宮 御 義人の所掌也 近来 陪膳 参 嘆 義人 禁中仙洞執柄大臣家
ある殿上の次のうしろ布陪るを
る参はくはりうしろ
みこうちうんぐうめ
雲 源氏の元服は 御 とう
ハ京 京の出元服の間の義也
表をうつ 内ハ
ゆかり
こうの 河 獻物也或 献物
業 落 落 落 大業 入
落 落 落 落 落 落 落 落
落 落 落 落 落 落 落 落
落 落 落 落 落 落 落 落

菱上の心とをとのみく
ゝくゝやくゝらのひとり
菱上の母八相童帝姫之
一ツ宮腹の三宮也
このゝゝさん　法のゝゝ
こいめゝくゝ山ゝ左大臣のゝゝ
ゝゝゝゝし
右のゝゝ　亜相徽殿の又
朱雀院の祖父三条のゝゝ
ゝゝゝゝ菱上の又ゝゝと
山ゝゝゝ
ゝゝふとの女房
何執政息補義人女侍例
清慎公実頼貞信公一男母
宇多院皇女源源子延喜
十九年正月廿八日任左
近衛権少将延長四年二
月廿五日補蔵人兼参
ゝゝゝゝゝゝゝ
源氏をゝ大臣のゝゝ
みまをゝゝゝゝゝゝ
ゝゝ左大臣もゝゝゝ
らぬ盛殿なりゝゝ

ゝゝゝゝゝゝゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

源氏物語

源氏物語